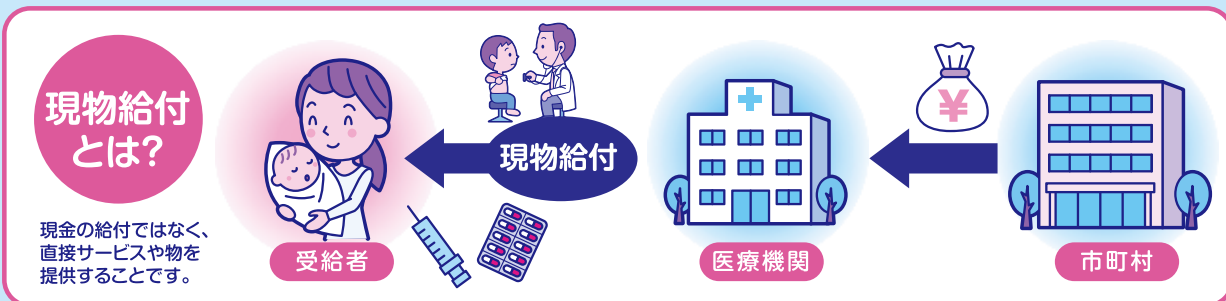


こどもの医療費の助成制度が窓口無料化（現物給付）に変わります！

沖縄県「こども医療費助成制度」の実施により、久米島町では平成30年10月から小学校入学前までのこどもの医療費（保険診療に限る）が無料化となります。医療機関窓口で現物給付の受給者証を提示することにより、医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができるようになります。

※島内の医療機関は現物給付に対応していないため、これまでどおり福祉課にて申請手続きを行ってください。



現行	対象児童	給付方法	一部自己負担金	見直し後	対象児童	給付方法	一部自己負担金
通院	小学校入学前まで	償還払い (窓口支払後 後日振込み)	3歳以上1医療機関につき1,000円/月	通院	小学校入学前まで	現物給付	なし
入院	中学卒業まで		なし	入院	中学卒業まで	小学校入学前まで現物給付、以降中学卒業までは償還払い	

ご注意! 以下の内容は **助成の対象外** となります。

- 健康診断や予防接種など**
保険適用外の費用(健診、予防接種、診断書料、薬の容器代、おむつ代など)は対象外です。
- 一定規模の病床数を有する病院における初診料や特別な病室の利用にかかる費用など**
- 入院時の食事療養費**
病気やケガで入院したときにかかる食事療養費は、従来通りの自己負担になります。
※食事療養費は各自治体によっては対象となる場合があります。

その他

- 転出後は受給者証を返納**
お住まいの住所と受給資格者の住所が違う場合は、受給資格者証は使えません。使えた場合でも、後日、転出元の市町村から医療費の返還が求められることになります。
- 入院には限度額適用認定証が必要**
高額な医療費が見込まれる入院時には、高額療養費限度額認定証の手続きも忘れずをお願いします。(確認できない場合は、従来どおり医療機関窓口での支払い後、後日助成されることになります。)
※認定証の発行は保険証の発行機関にご相談ください。
- その他の公費医療制度も活用しましょう。**
未熟児の養育医療や小児慢性特定疾病医療費助成など、国の公費医療制度が活用できます。詳しくは各市町村窓口でご確認ください。

学校、保育園等だけがをした場合
学校、保育園等だけがをした場合、こども医療費助成制度ではなく、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が優先され、保護者に対して給付金(災害共済給付)が支払われます。手続きについては学校、保育園等にお問い合わせください。

休日・夜間の急なこどもの病気に

小児救急電話相談 #8000

休日・夜間の急なこどもの病気にどう対処するか迷った時に、看護師・医師から適切な対処方法をアドバイスします。

ダイヤル回線、#8000をご利用いただけない地域からおかけの場合は、
電話: **098-888-5230**

こどもが急な病気やけがをした際は

子ども救急ハンドブック

こどもの急病で不安な時に「すぐに救急医療機関を受診するべきか」、「家庭の様子を見ても大丈夫か」など、判断の参考となるハンドブックです。

PDFのダウンロードは [こちらから](#)

沖縄県から「こども医療費助成制度」のチラシの配布されますが、久米島町が行っている給付方法と異なりますので、こちらをご確認ください。 **お問合せ先：福祉課 ☎985-7124**